

介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書

2017年4月から介護保険法の改悪により、要支援1・2のサービスが、市町村による新総合事業へと移行されました。

利用者にとっては、介護保険料はこれまでどおりなのに、新総合事業では、「緩和した基準によるサービス」の導入が可能とされ、これまでの専門的サービスが、一定の講習や実習を受講した無資格者のサービスに置き換えられるケースも生まれています。

保険料は年々引き上げる一方で、給付は切り下げられる実態を、“介護保険の生みの親、といわれる厚生労働省の堤修三・元老健局長は、「団塊世代にとって介護保険は『国家的詐欺』となりつつあるように思えてならない」と雑誌のインタビューで表現しています。

介護保険についても、2015年に2割負担を導入したにもかかわらず、先の通常国会では、一昨年の影響調査もせず、現役並み世帯に3割負担の導入を決めました。

毎年、介護のために職場を辞める介護離職10万人といわれています。

負担増により、介護離職が増し、介護難民がさらに広がることが懸念されます。

介護認定や介護給付を削減した自治体が、優先的に財政支援を受けられる仕組みを導入することも問題です。

事業者も、成果を上げれば同様に財政支援を受けることができ、反対に「自立支援」に消極的と評価されればペナルティをかけることまで決めました。

こうしたやり方を導入すれば、自治体や事業者は、財政支援を受けようと、競い合っ
て介護認定や介護サービスの削減に走ってしまいます。

政府においては、多数の介護難民を生じさせる利用者の負担増、介護給付削減へと自治体を競わせる仕組みの導入を、行わないよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月19日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会